平成２３年（フ）第１６８４号
埼玉県川口市青木１丁目14番19号
債務者　三木　一正
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７７４号
埼玉県蕨市中央５丁目16番２号
債務者　稲見　節子
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７９２号
埼玉県川口市並木３丁目９番11号　ミキハウス303号
債務者　高橋富士男
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８０８号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１西上尾第一団地３―26―504
債務者　須賀　正浩
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８０９号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１西上尾第一団地３―26―504
債務者　須賀のり子
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８２３号
さいたま市中央区上峰４丁目11番６号　エスエスハイツ１号室
債務者　奥村　康史
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３５号
千葉県木更津市桜井新町２丁目５番地15
債務者　副島　浩明
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１３８号
千葉県木更津市畑沢南４丁目９番45号　シティハイツＢ106号
債務者　山同喜美夫
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１４５号
千葉県君津市北子安６丁目18番18号
債務者　白井　弘美
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第３０４号
新潟県新潟市東区秋葉通３丁目47番地　グリーンパレス202、申立時の住所新潟県柏崎市半田１丁目13番25―203号　半田ジェントリー
債務者　山崎　義司
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２０４１号
愛知県春日井市西本町１丁目３番地９　日本開発ビル303号
債務者　島田　　牧
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２８３号
愛知県春日井市梅ケ坪町63番地３　メゾンデュプレ305号
債務者　永井　康年
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５０８号
愛知県小牧市大字岩崎1100番地　フォレストコートⅡ101号
債務者　矢尾谷　巖
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５７８号
名古屋市瑞穂区彌富通１丁目30番地　冬頭第２ビル305号
債務者　飛渡　俊雄
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７号
鹿児島県霧島市隼人町真孝998番地　松下病院
債務者　玉住　信一
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第１１８号
鹿児島県伊佐市菱刈前目3037番地
債務者　時吉　一久
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
鹿児島県曽於市財部町南俣1714番地　正ヶ峯団地３―106
債務者　渕上　利恵
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係